

令和4年

1月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



令和4年1月の税務と提出期限

- ① 1月11日・・・令和3年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
年2回納付の特例適用者は前年7月から12月徴収分を1月20日迄に納付
- ② 1月31日・・・令和3年11月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
法定調書合計表の提出・支払調書の提出・固定資産税の償却資産に関する申告
源泉徴収票の交付・給与支払報告書の提出・第4期・個人住民税の納付

今月の気になった記事

- ①2022 税制改正大綱の目玉・・・賃上げ税制で、企業が継続して雇用する従業員の給与等支給額を前期比3%以上引き上げた時は、対象となる給与支給増加額の15%を税額控除できるように。その他40%の税額控除も
- ②消費税のインボイス制度、免税事業者が課税事業者への登録申請・・・令和5年3月31日迄に登録申請書を提出する必要があります。また、簡易課税制度を利用したい場合は、令和5年10月1日を含む課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する、経過措置があります。
- ③認知症の親からの贈与・・・贈与は、譲与者が財産を無償で相手（受贈者）に与える意思表示と、貰う人が受託という意思表示をすることにより成立します。認知症になり意思表示できない場合は、贈与が成立しないので注意が必要です。

個人事業者の確定申告、青色申告特別控除を活用する！

青色申告者に対して様々な特典がありますが、その1つに、下記の要件を満たすと事業の利益から「65・55万円」または「10万円」が控除できる優遇措置「青色申告特別控除」という制度があります。

1. 青色申告特別控除を受けるための要件



1) 「青色申告承認申請書」を適用受ける年の3/15迄に

(新規開業は開業後2ヶ月以内に)、所轄の税務署に申請書を提出します。

2) 不動産または事業、山林所得の事業を行っている。

3) 65万円または55万円控除は、事業的規模(家屋5棟、アパート10室)以上の不動産所得のある人

4) 〃 複式簿記(正規の簿記の原則)で帳簿を作成していること

※正規の簿記の原則 (網羅性・・事業活動がすべて網羅的に記録されていること)

(立証性・・会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること)

(秩序性・・すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること)

5) 上記要件を満たした正確な会計帳簿を作成し、貸借対照表・損益計算書を添付します。

6) 次のいずれかに該当していること

①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること

②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を確定申告書の提出期限までにe-TAX(国税電子システム・納税システム)を使用して行うこと

65万円控除か55万円控除かの違いは、はe-TAX申告か電子帳簿保存を行っている場合は65万円控除できますが、行っていない場合は55万円控除となります。

7) 帳簿の保存義務 仕訳帳・総勘定元帳・損益計算書・貸借対照表・・7年 請求書類・・5年

8) 青色申告者で上記要件に1つでも該当しなかった場合は、10万円控除となります。

※令和4年分以後の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

2. 青色申告特別控除を受けられないケース

1) 雑所得や譲渡所得(不動産所得・事業所得。山林所得以外の所得)では受けられません。

2) 青色申告の帳簿は、発生主義で行います。現金主義や単式帳簿(お小遣い帳)での帳簿作成では不可。

3) 還付申告の場合でも、青色申告特別控除を受ける場合にはその年の確定申告期限(翌年3月15日)迄に還付申告書を提出する必要があります。

3. 青色申告特別控除で申告するメリット

1) 所得税が安くなる→自分の所得税率が20%の場合、65万円*20%=13万円節税

2) 住民税が安くなる→住民税は一律10%の税率なので、65万円*10%=6万5千円

3) 国民健康保険料が安くなる→各自治体により税率は違いますが、国民健康保険料の計算の基礎は、確定申告の所得金額なので、納付額が減少します。

はじめて副業をした会社員、確定申告は必要？

会社員は、年末調整で所得税が確定するので、自分で確定申告することはありませんが、副業を行うと、自分で確定申告をしなければなりません。

1. 確定申告が必要なのは、「所得金額が 20 万円以上の場合」です！

計算方法は、副業の雇用形態によって変わります

- ①会社の従業員の場合→給与所得→収入-給与所得控除額=所得金額<「所得金額が 20 万円以上の場合」
アルバイト・パートタイムで他の会社に雇用される雇用形態乙欄源泉され税率は 3%
- ②フリーランス・自営業の場合→雑所得→収入-必要経費=所得金額<「所得金額が 20 万円以上の場合」
副業の種類 UberEats などデリバリーの代行、個人の家庭教師、YouTuber、
記事ライター・イラスト制作・動画編集などの請負・ネット通販、FX 他
- ③家賃収入がある→不動産所得→サラリーマン大家さん、相続で取得した不動産の収入も申告が必要です

2. 所得が 20 万円以下なら申告は不要ですが、還付申告等で税金を取り戻したい人は、

原稿料・デザイナーの収入には、前もって税金が源泉徴収されていて、また医療費控除や住宅ローン減税を受けたい場合には確定申告をすると税金が戻ります。しかし住民税の申告は 20 万円以下でも申告は必要です。

3. 対象期間・提出期限・・・令和 3 年 1/1~12/31 迄の収入を、令和 4 年 3 月 15 日迄に

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

【子どもに聞かれて困る金融商品シリーズ ③ 家族信託

家族信託とは？制度の概要や仕組みについて

新しい財産管理や相続対策として「家族信託」が注目されています

1) 家族信託とは？

高齢になり、自分の財産管理が困難となったときに、家族に財産管理と運用をお願いするものです、「柔軟な財産管理・運用・処分」や「自分の望む形での相続」が可能になります。

2) 信託とは？

自分の財産管理をお願いする人にどうしてほしいか、管理・運用・処分についてルールを設けます
ルールは、「信託契約」と言い法律に違反しない範囲で自由に決めることができます。

3) 家族信託でどんなことができるのか？

1. 認知症になったときに財産管理をしてもらう
2. 相続トラブルを防ぐために対策をする
3. 遺言書や贈与では難しい、二次相続対策ができる
4. 判断力が低下したときの財産犯罪の防止策になる
5. 事業承継対策として使うことができる

